第１－７

小規模な社会福祉施設編

チェックリスト（小規模な社会福祉施設）

【特定小規模施設用自動火災報知設備】

- □　設置できる防火対象物に該当するか確認（規模、用途）
- □　感知器の設置が必要な場所を確認
- □　感知器の種別
- □　警戒区域

【特定施設水道連結型スプリンクラー設備】

- □　設置できる防火対象物に該当するか確認（規模、用途、基準面積）
- □　湿式、乾式
- □　配管口径、種別
- □　放水性能（準不燃材による仕上げの有無）
- □　スプリンクラーヘッド種別
- □　スプリンクラーヘッド設置位置・高さ

社会福祉施設編

特定小規模施設用
自動火災報知設備

１　特定小規模施設用自動火災報知設備とは

小規模な建物向けに設計された自動火災報知設備

通常用いられるものと異なり、受信機の設置を必ずしも必要とせず、個々の感知器の連動により建物内全体へ警報を発することができる。また、感知器の設置場所は逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に限られる。

２　設置できる防火対象物

⑴　防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積が 300 ㎡未満のもの
（第１－１、１－２図参照）

⑵　延べ面積 300 ㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物※　（第２図参照）

⑶　延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満の⑯項イで、⑸項イ及びロ以外の用途に供される部分が存せず、かつ、⑸項イに掲げる用途に供される部分の床面積が 300 ㎡未満のもの
（第３図参照）

⑷　⑸項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満のもの
（札幌市特例基準）
（第４図参照）

※小規模特定用途複合防火対象物とは～

令別表第１⑯項イに掲げる防火対象物のうち、同表⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の 10％以下、かつ、300 ㎡未満であるもの



～第１―１図～
300 ㎡未満の防火対象物

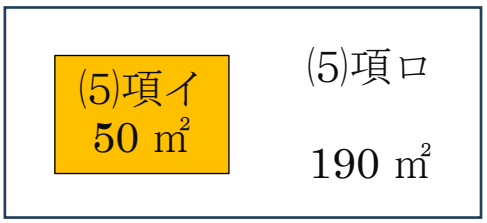

～第１―２図～
300 ㎡未満の防火対象物

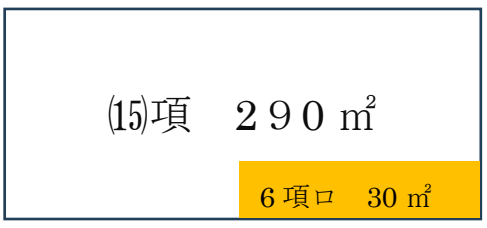

～第２図～
小規模特定用途複合防火対象物
⑹項ロ部分のみ設置

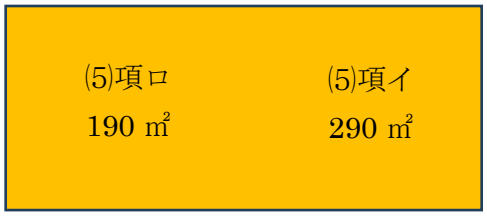

～第３図～
延べ面積 480 ㎡　16 項イ
(5)項イ　300 ㎡未満



～第４図～
(5)項ロ　500 ㎡未満

３　構成例

(1)　<u>有線式</u>による特定小規模施設用自動火災報知設備（第５図参照）

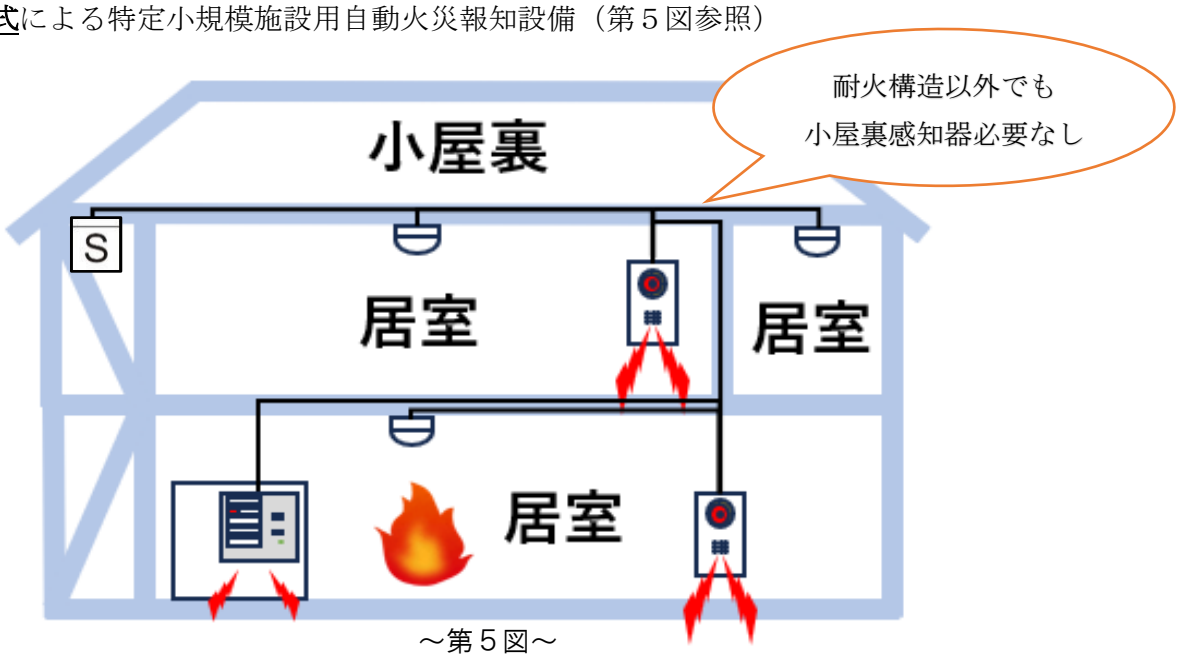

～第５図～

(2)　<u>無線式</u>の連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備の例（第６図参照）

※警戒区域が１（２階建て）であり、全ての感知器が連動型感知器のため、受信機設置なし



～第６図～

⑶　**無線式**の連動型感知器（火災の発生した警戒区域を特定できるもの）による特定小規模施設用自動火災報知設備の例（第７図参照）

※警戒区域が２（３階建て）であるが、全ての感知器が連動型感知器（火災の発生した警戒区域を特定できるもの）のため、受信機設置なし

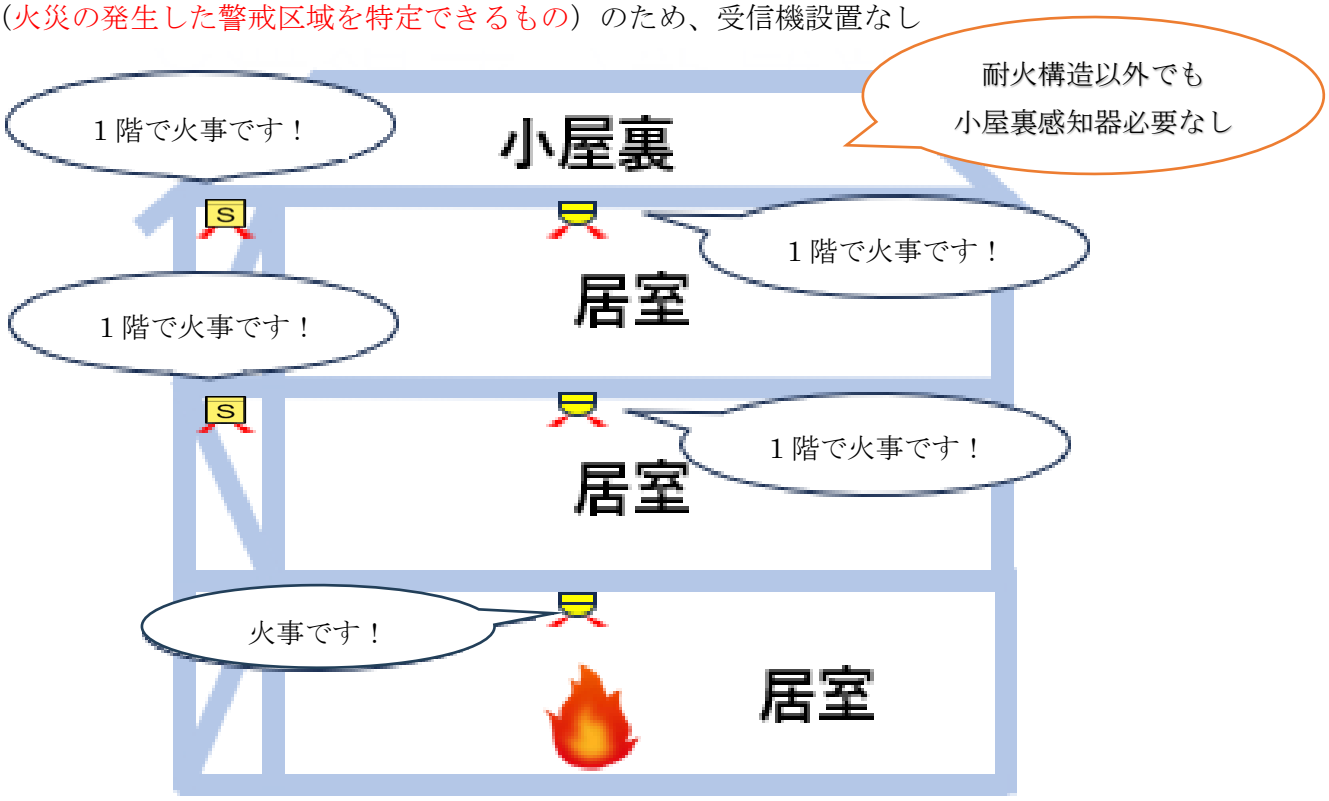

～第７図～

～警戒区域とは～

火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小の範囲。階数が２以上の場合は、原則として警戒区域を２つに分けなければならないが、下記の条件を満たす場合は１～２階を併せて１つの警戒区域にできる。

・１の警戒区域の面積が 500 ㎡以下かつ２階建て

・１の警戒区域の面積が 500 ㎡以下かつ階段室、EV シャフト、PS 等に煙感知器を設置

４　感知器の設置箇所

感知器は、次の⑴から⑷までの場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし⑴のうち、床面積が 30 ㎡以下の場合は壁に感知器を設けることができる。

⑴　居室（建基法第２条第４号）及び居室に付随する収納室（押入れ、物入れ、クローゼット等で水平投影面積が２㎡以上のもの）

⑵　倉庫（収納室以外で水平投影面積が１㎡以上のもの）、機械室その他これらに類する室

⑶　ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備を設置した室

⑷　階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）

ア　２⑴及び⑵に該当する防火対象物又はその部分のうち、令別表第１⑵項二に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ　２⑶及び⑷に該当する防火対象物

ウ　特定一階段等防火対象物

エ　警戒区域が２以上の防火対象物

＜感知器の設置例～平屋建て民泊施設（５項イ）の場合＞（第８図参照）

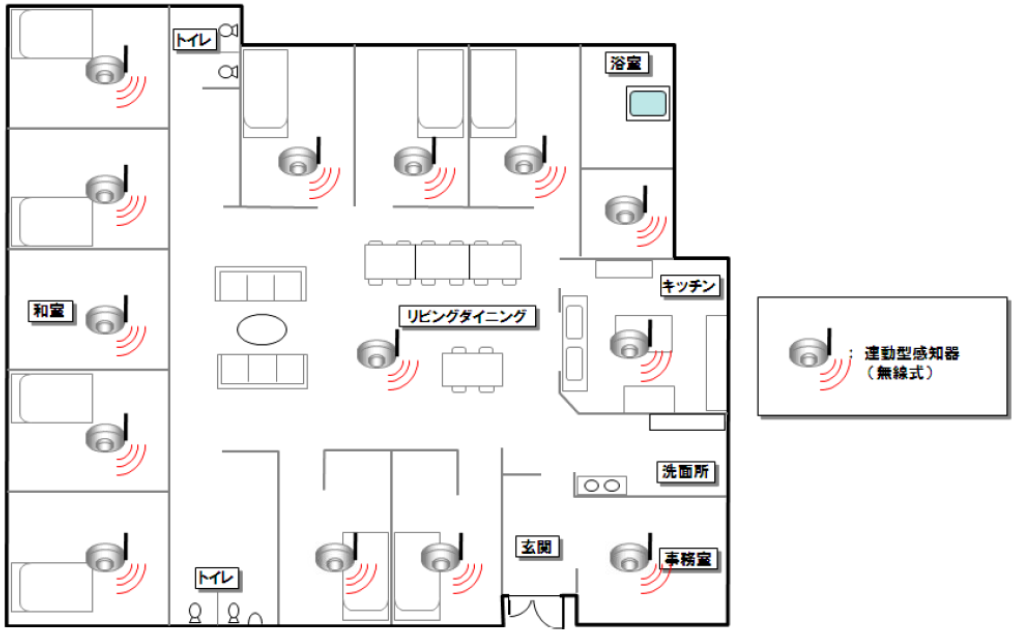

～第８図～

＜感知器の設置例～２階建て福祉施設（６項ロ）の場合＞（第９図参照）

黄色　　：⑴の居室に該当するため、設置が必要
オレンジ　　：⑴の収納室・⑵の倉庫に該当する場合は設置が必要
青　　：⑶に該当する場合は設置が必要
緑　　：⑷ア～エのいずれかに該当する場合は必要

１階

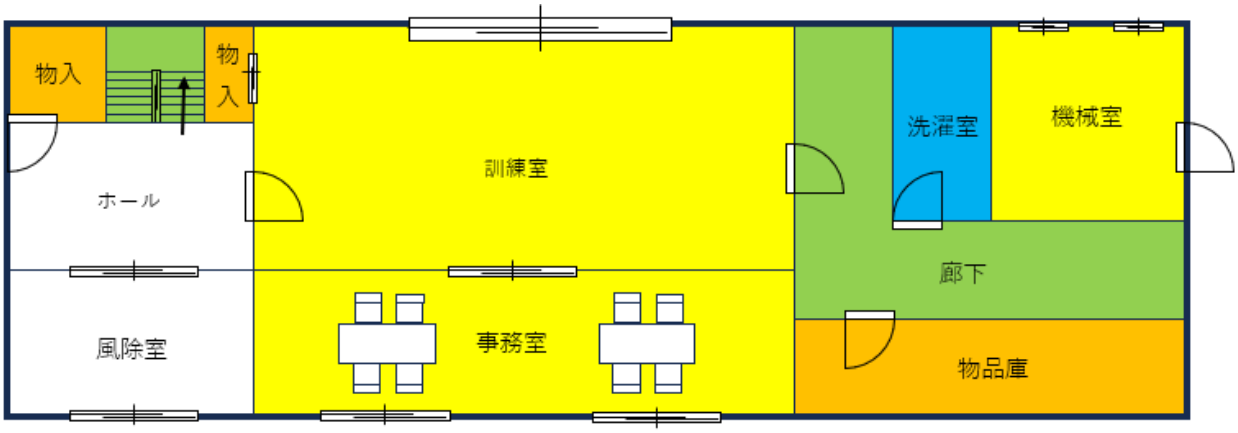

２階

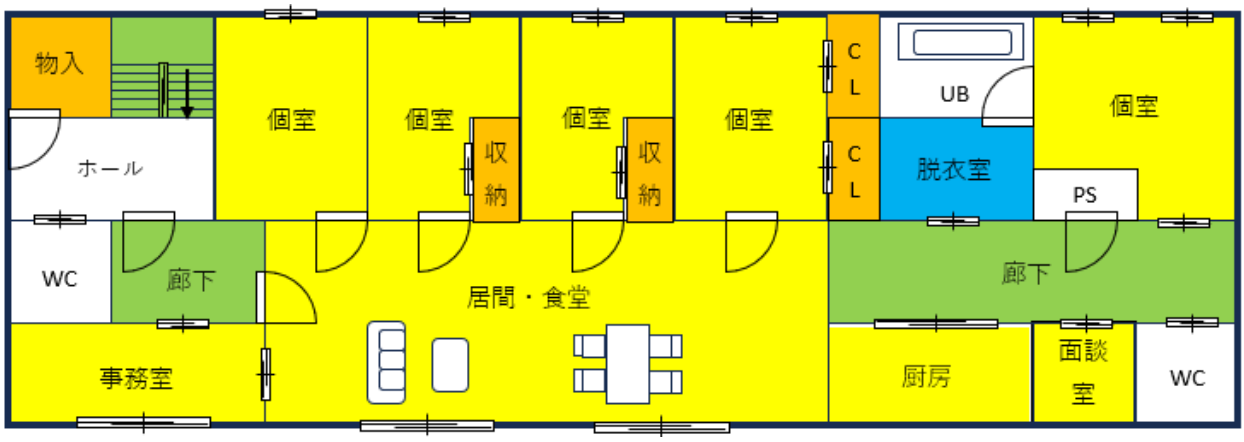

～第９図～

特定施設水道連結型スプリンクラー設備

1　特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは

小規模（基準面積 1000 ㎡未満）な入院入所の伴う病院・診療所、社会福祉施設を対象とする水道を水源としたスプリンクラー設備

【対象用途】

●（６）項イ（１）及び（２）、（６）項ロ

●延べ面積 1000 ㎡未満の地下街の上記用途部分

【特定施設水道連結型スプリンクラー設備とスプリンクラー設備の適用判定フロー】

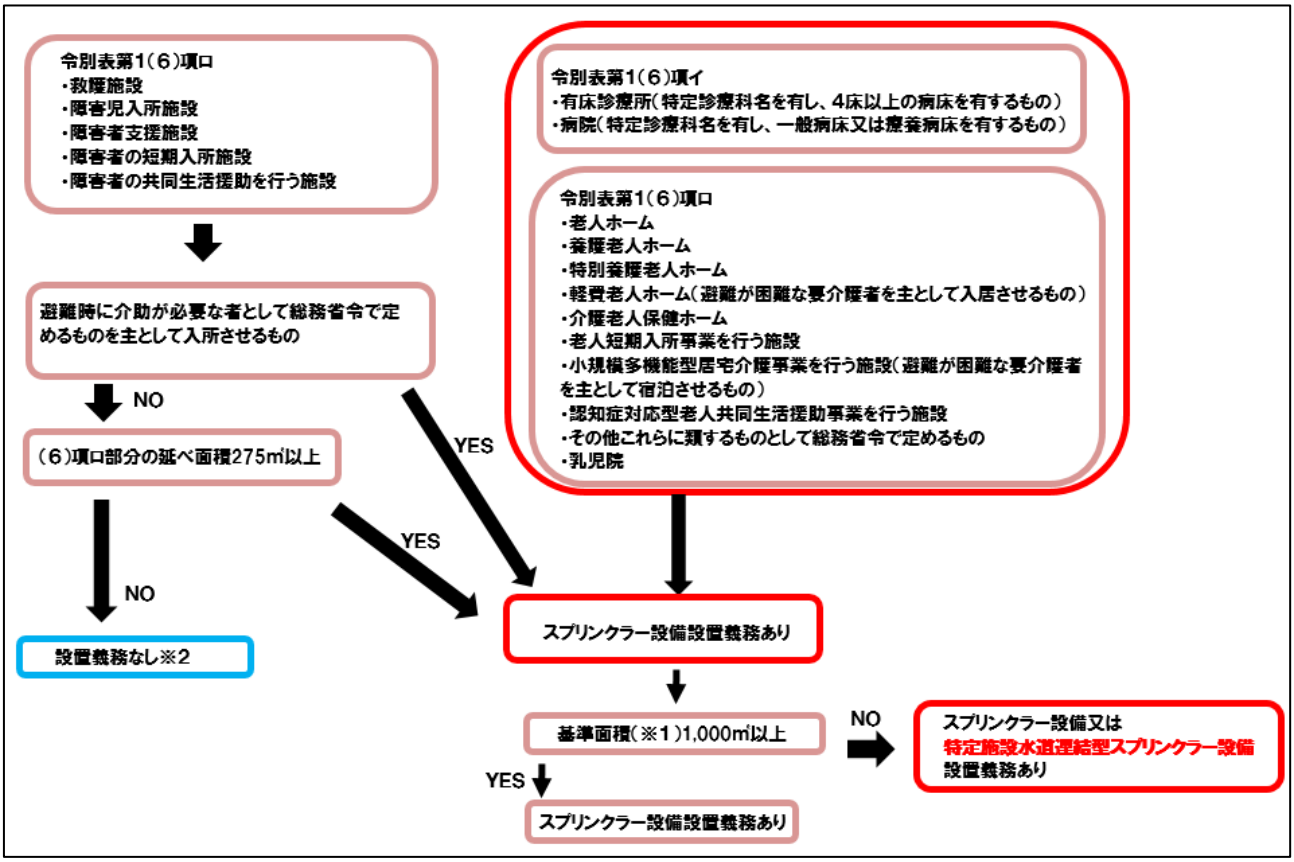

※１　基準面積（規則第 12 条の２第１項第１号）とは

延べ面積から総務省令で定める防火上の有効な措置をされた手術室、処置室、検査室等を除いた面積をいい、スプリンクラー設備の種類の判定要件となる。

（～解説次ページ以降）

ただし、除外できる面積は延べ面積の１／２までであることに注意。

※２　介助がなければ避難できない者が多数占めない障がい者施設等（規則第 12 条の３で定める者を主として入所させるもの以外のもの）は、面積 275 ㎡以上が対象

２　基準面積の解説

延べ面積から除外できる総務省令で定める部分（規則第 13 条の５の２）とは、次の（１）から（３）のいずれにも該当する部分とする。

（１）　規則第 13 条第３項第７号又は第８号に掲げる部分であること。

手術室、分べん室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室、その他これらに類する室、レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

（２）　次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

ア　準耐火構造で区画する例

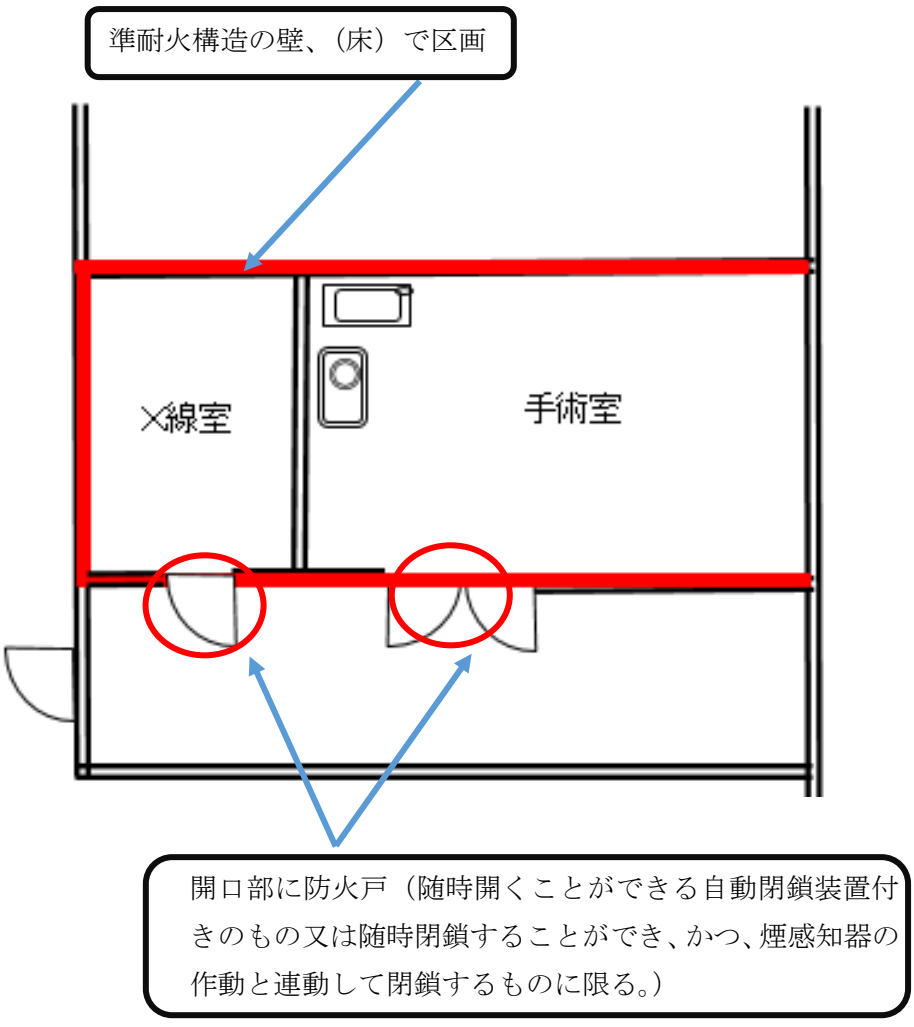

イ　不燃材料で区画する例

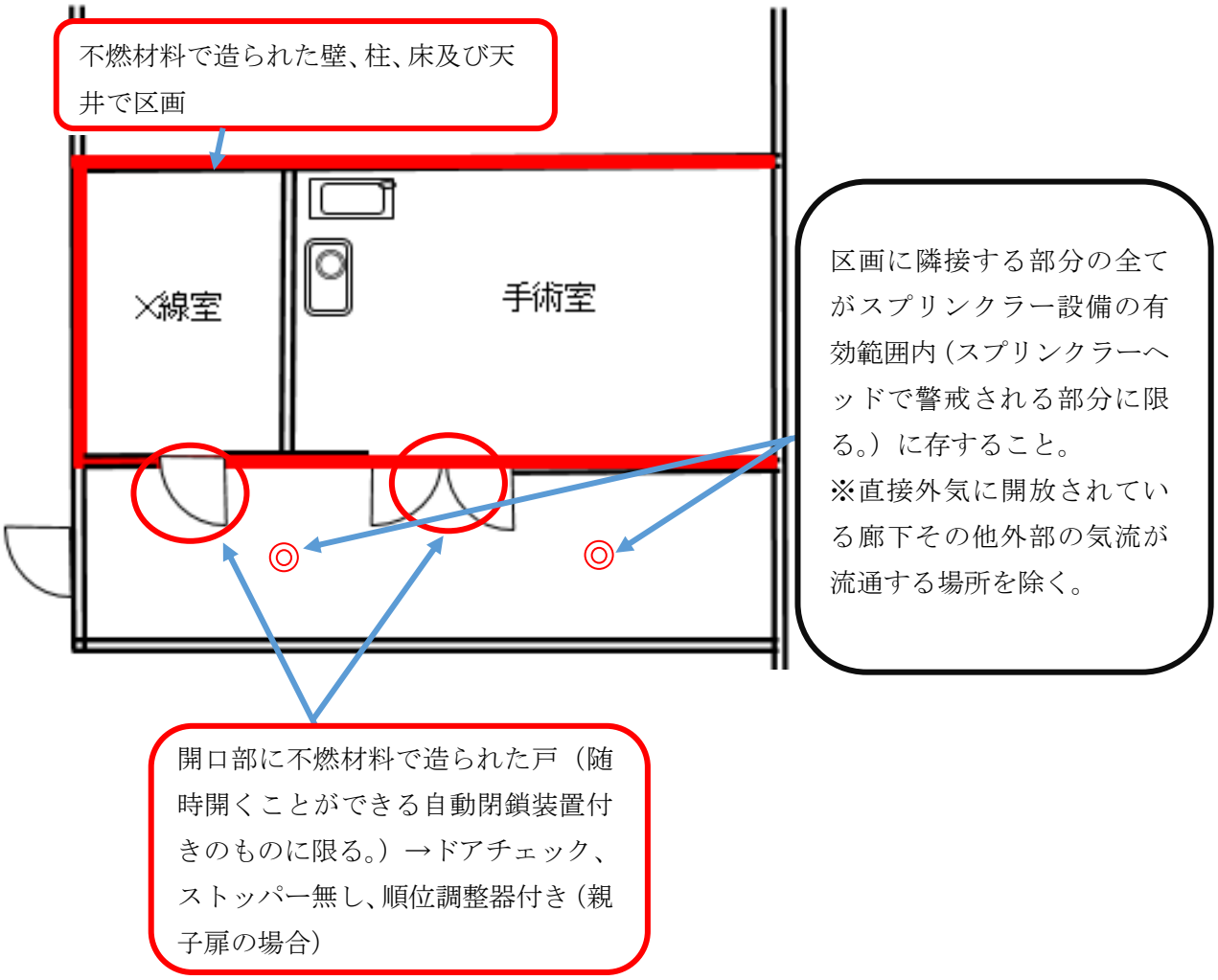

（３）　床面積が 1,000 ㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が 1,500 ㎡以上の４階以上 10 階以下の階に存する部分でないこと。

【適用例】

規則第 13 条の５の２（塗りつぶし部分）は上記（１）～（３）に該当している部分であること。

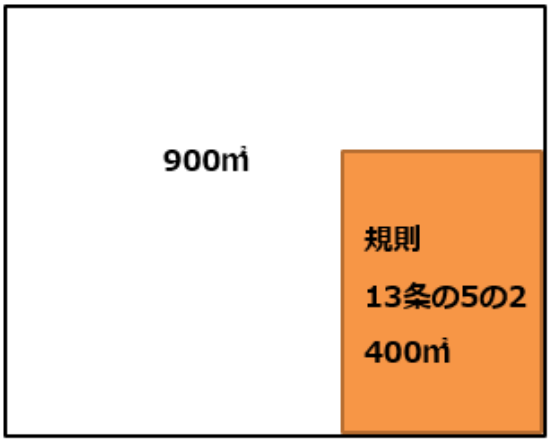

例１

延べ面積 1,300 ㎡（延べ面積１/２＝650 ㎡）

規則第 13 条の５の２　400 ㎡

規則第 13 条の５の２部分が延べ面積１/２を越えておらず、塗りつぶし部分は全て基準面積の算定から除外できる。

基準面積が 900 ㎡（1,000 ㎡未満）であることから、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置できる。

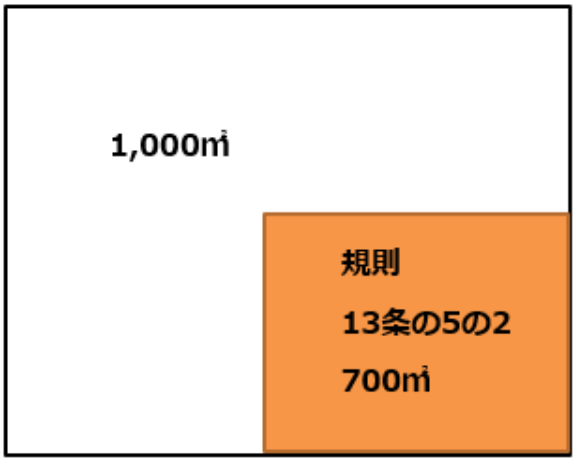

例２

延べ面積 1,700 ㎡（延べ面積１/２＝850 ㎡）

規則第 13 条の５の２　計 700 ㎡

規則第 13 条の５の２部分が延べ面積１/２を　越えていないが、基準面積が 1000 ㎡以上であることから、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は**設置することができない。**

スプリンクラー設備の設置対象となる。

３　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の主な構成

<table>
<tr><th colspan="3">方式</th><th>No.</th><th>図</th></tr>
<tr><td rowspan="3">直結式</td><td>直結直圧式</td><td></td><td>1</td><td>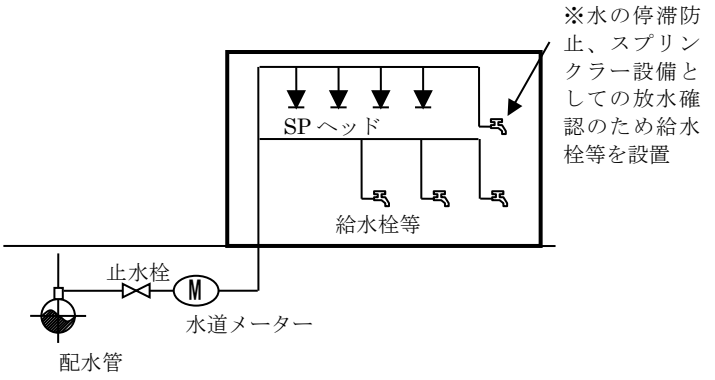

※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">直結増圧式</td><td>直送式</td><td>2</td><td>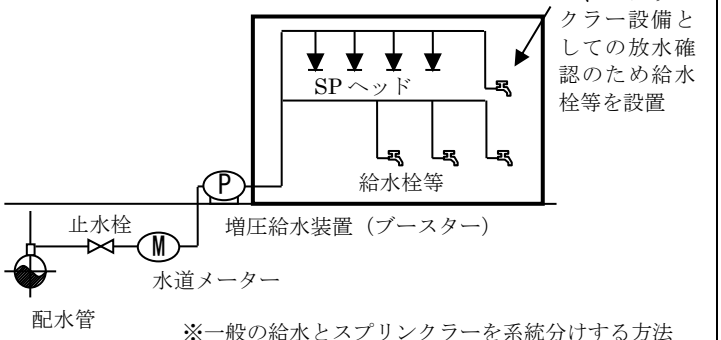

※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法</td></tr>
<tr><td>高架水槽式</td><td>3</td><td>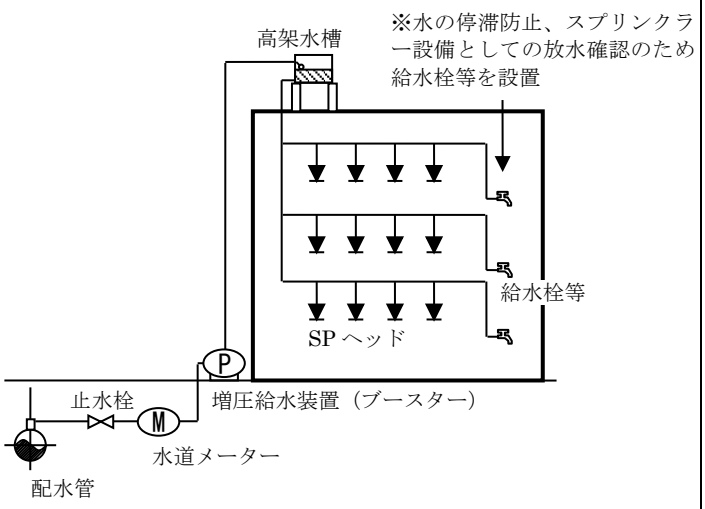
</td></tr>
</table>

受水槽式	高架水槽式	4	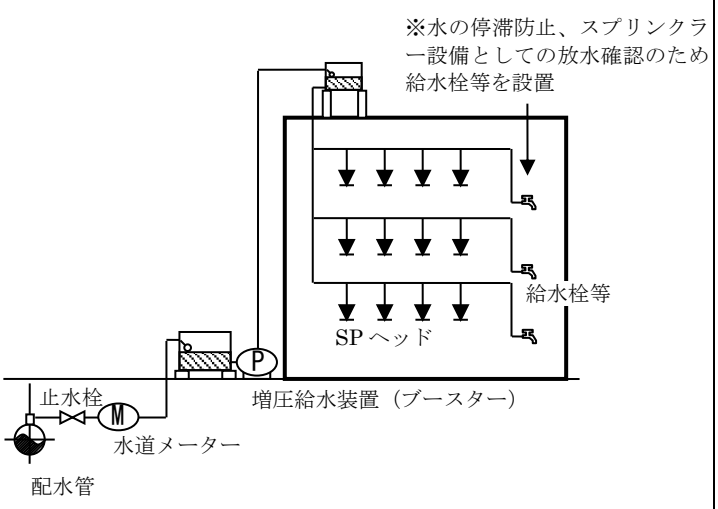
	圧力水槽式	5	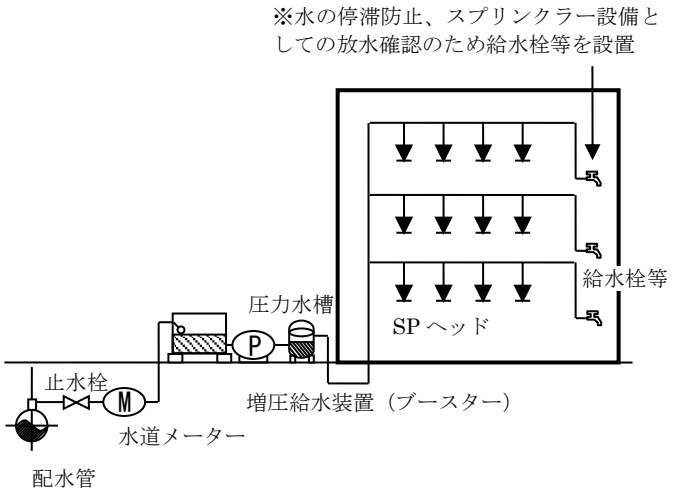
	ポンプ直送式	6	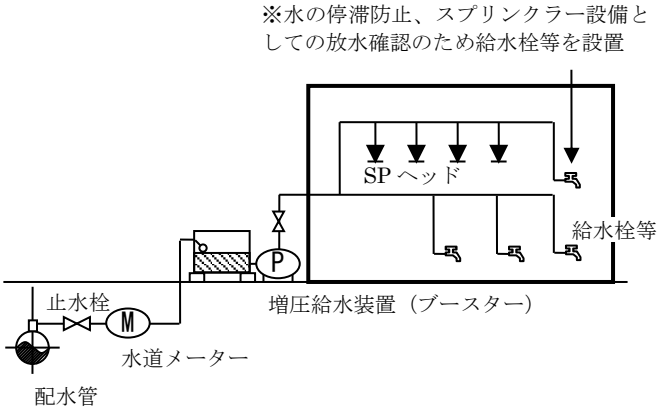

	直結･受水槽補助水槽 併用式	7	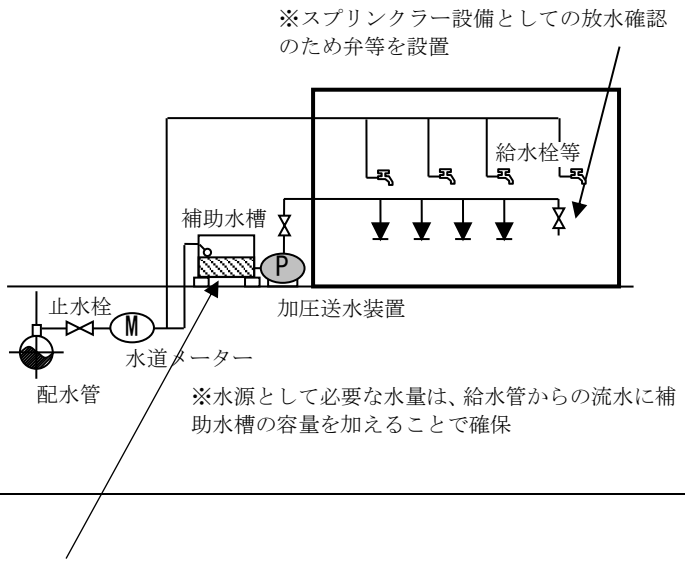

※補助水槽付加圧送水装置の電源については、次によることがのぞましい。

・交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

・配電盤の開閉器には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のものである旨を表示すること。

・配電盤から消火ポンプ制御盤までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。

4　図面審査

（１）　系統図（自動火災報知設備の火災信号で電動弁を開放する「乾式」の場合）

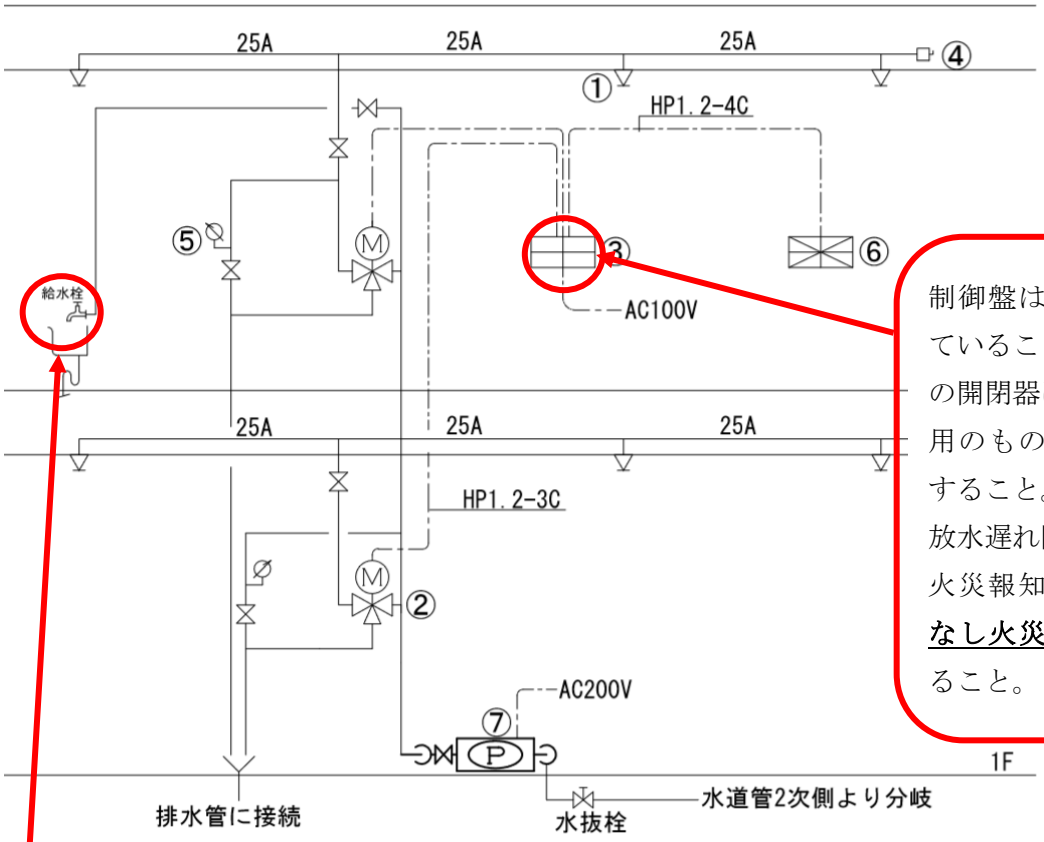

制御盤は専用配線になっていること。また、配電盤の開閉器には、ＳＰ設備専用のものである旨を表示すること。
放水遅れ防止のため、自動火災報知設備からは**蓄積なし火災信号**を移報できること。

末端試験弁を確認する。給水栓等で放水圧力、放水量を測定することができる場合、末端試験弁は設けないことができる。

ＳＰヘッド種別の確認
下表（ＳＰヘッド種別）参照

凡　例

記　号	名　　称	摘　　要
	水道連結型スプリンクラーヘッド	MHSJ009-CP　　ヘッド部 72℃
	スプリンクラー制御盤(100V)	MUWJ0091(2回線蓄電池内臓)
	仕切弁	
	逆止弁	
M	電動弁（試験弁付）	MVCJ004-25 電動弁ユニット
—S—	スプリンクラー用配管	
—・—	電線電線管	—▬—・：HP0.9-4C

壁、天井の内装仕上げについては、内装仕上げ表により確認する。放水量の確認をする。
15ℓ/min 以上（壁及び天井の仕上げが準不燃材料以外の場合は、30ℓ/min 以上）有効に放水できる性能があるか確認する。

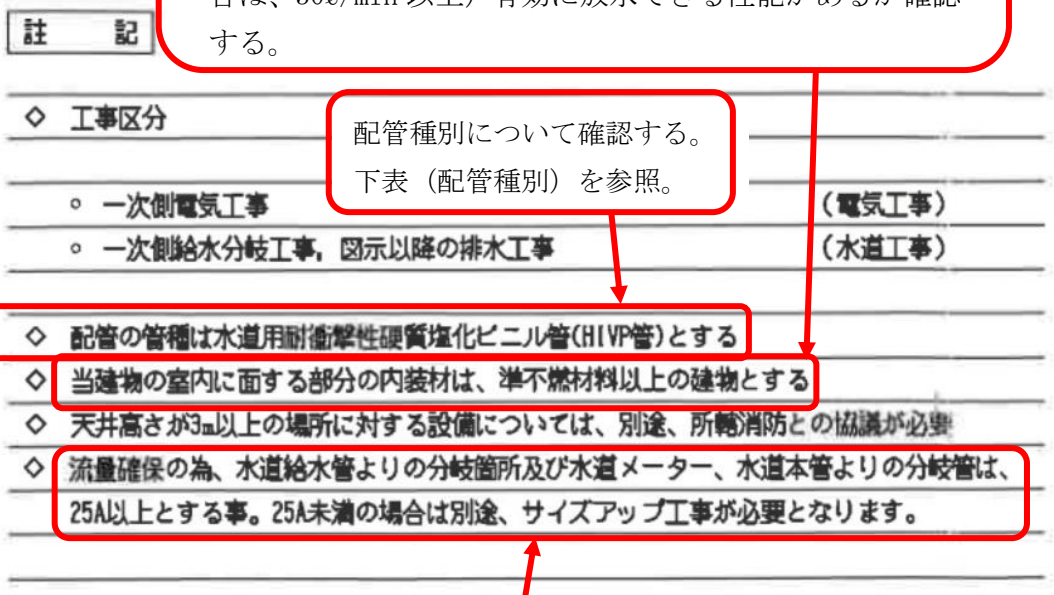

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、上水道を水源とし、給水圧を放水圧に利用するスプリンクラーである。60 ℓ/min 以上（壁及び天井の仕上げが準不燃材以上で仕上げされている場合）の放水量と放水圧を確保できない場合は、
①配水管から分岐する給水管口径を増径すること
②加圧送水装置（ブースターポンプ）の設置、水槽等による水源を確保すること
等の措置をとること。

【参考（給水管の最大流速と流量の関係）】

口径（mm）	最大流速（m／s）	流量（ℓ/min）
13		17
20		38
25		59
40	2.0	151
50	水道局では、給水管内の最大流速を2.0 m／s としている。	236
75		530
100		942
150		2,121

【ＳＰヘッド種別】

基準面積 1,000 ㎡以上	
床面から天井までの高さが 3m 未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド又は標準型ヘッド
床面から天井までの高さが 3m 以上 10m 以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド若しくは標準型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
床面から天井までの高さが 10m を越える部分	放水型ヘッド等

基準面積 1,000 ㎡未満	
床面から天井までの高さが 3m 未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド
床面から天井までの高さが 3m 以上 10m 以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
床面から天井までの高さが 10m を越える部分	放水型ヘッド等

【配管種別】

管　種　（　規　格　）	元となっている管
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （JWWA K 116（VA、VD）） 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （JWWA K 132（PA、PD）） 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 （JWWA K 140） フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 （WSP 011） フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （WSP 039） フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管 （WSP 054）	配管用炭素鋼鋼管 （JIS G 3452）（黒管）
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （JWWA K 116（VB））	水配管用亜鉛メッキ鋼管 （JIS G 3442）
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （JWWA K 132（PB）	配管用炭素鋼鋼管 （JIS G 3452）（白管）

難燃材料の天井裏又は壁裏を配管させる場合や、50㎜ 以上のロックウール又は同等以上の耐熱性を有するものにより被覆されている配管については、「特定施設水道地連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 27 号）の「火災時に熱を受けるおそれがある部分」に該当しないものとして取り扱い、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の規定による配管等の仕様が可能であること。

（２）　平面図

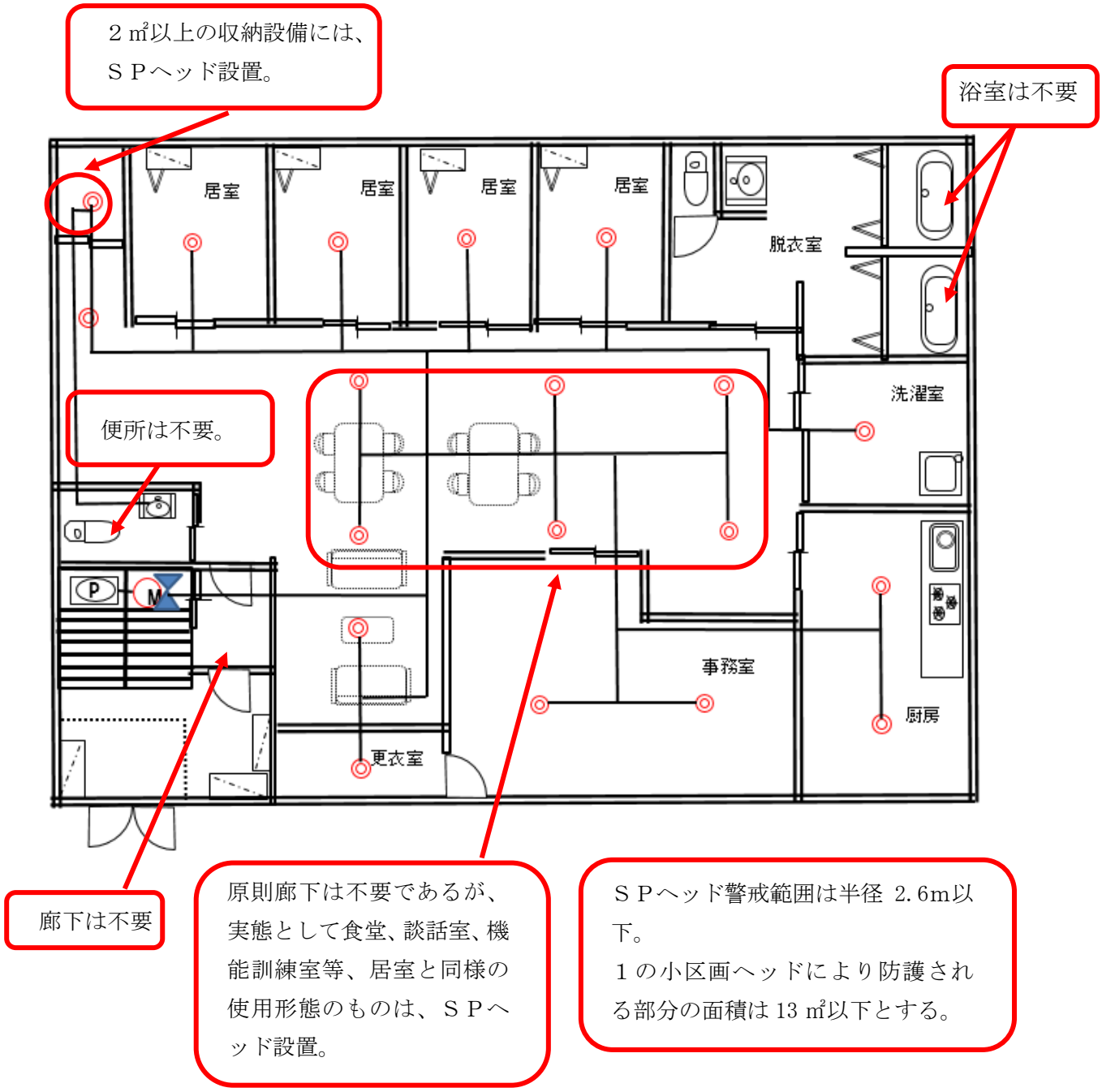

５　ＳＰヘッドの高さ

（１）小区画型ヘッドのデフレクターから下方 0.45m 以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。

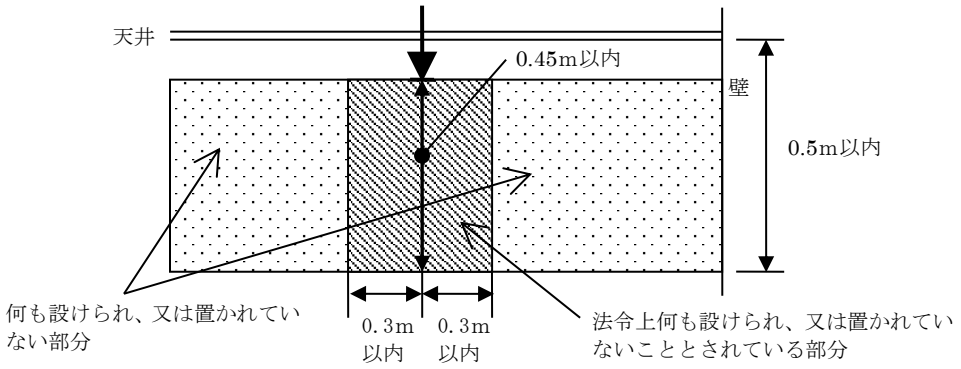

６　その他

屋内消火栓設備の設置基準と特定施設水道連結型スプリンクラー設備の関係は次のとおり。

【屋内消火栓設備の設置基準】

建築構造	・耐火、準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限有り ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり
延べ面積	700 ㎡	1,400 ㎡又は※の いずれか小さい面積以上	2,100 ㎡又は ※のいずれか小さい面積

※　1,000 ㎡＋上記２「規則第 13 条の５の２」部分の床面積の合計

・「耐火」とは、主要構造部（建基法第２条第５号に規定する主要構造部）を耐火構造（建基法第２条第７号に規定する耐火構造）としたもの

・「準耐火」とは、建基法第２条第９号の３イ又はロのいずれかに該当したもの

・「内装制限」とは、仕上げを難燃材料（建基令第１条第６号に規定する難燃材料）でしたもの

【屋内消火栓の警戒範囲と特定施設水道連結型スプリンクラー設備のヘッド設置場所】

場　所	屋内栓	不要の根拠	ヘッド	不要の根拠
階段	不要	昭和 50 年 10 月 30 日付け札消予第 878 号	不要	規則第 13 条第３項第１号
脱衣室	要	―	不要	規則第 13 条第３項第９号の２（電気設備（２kw 以上）設置があれば「要」）
収納設備	要	―	不要	規則第 13 条第３項第９号の２（２㎡以上であれば「要」）
廊下	要	―	不要	規則第 13 条第３項第９号の２
浴室	不要	昭和 50 年 10 月 30 日付け札消予第 878 号	不要	規則第 13 条第３項第１号
便所	不要	昭和 50 年 10 月 30 日付	不要	規則第 13 条第３項第１号

		け札消予第 878 号		
ＰＳ	不要	昭和 50 年 10 月 30 日付け札消予第 878 号	不要	規則第 13 条第３項第５号
居室	要	―	要	―
外気流通廊下・場所（床面積に算入されるものに限る）	要	―	不要	規則第 13 条第３項第６号
機械室	要	―	不要	規則第 13 条第３項第３号

※屋内栓～屋内消火栓のホース警戒　　ヘッド～特定施設水道連結型スプリンクラー設備のヘッド配置

【スプリンクラーヘッドと屋内消火栓設備（消火栓箱）の設置例】

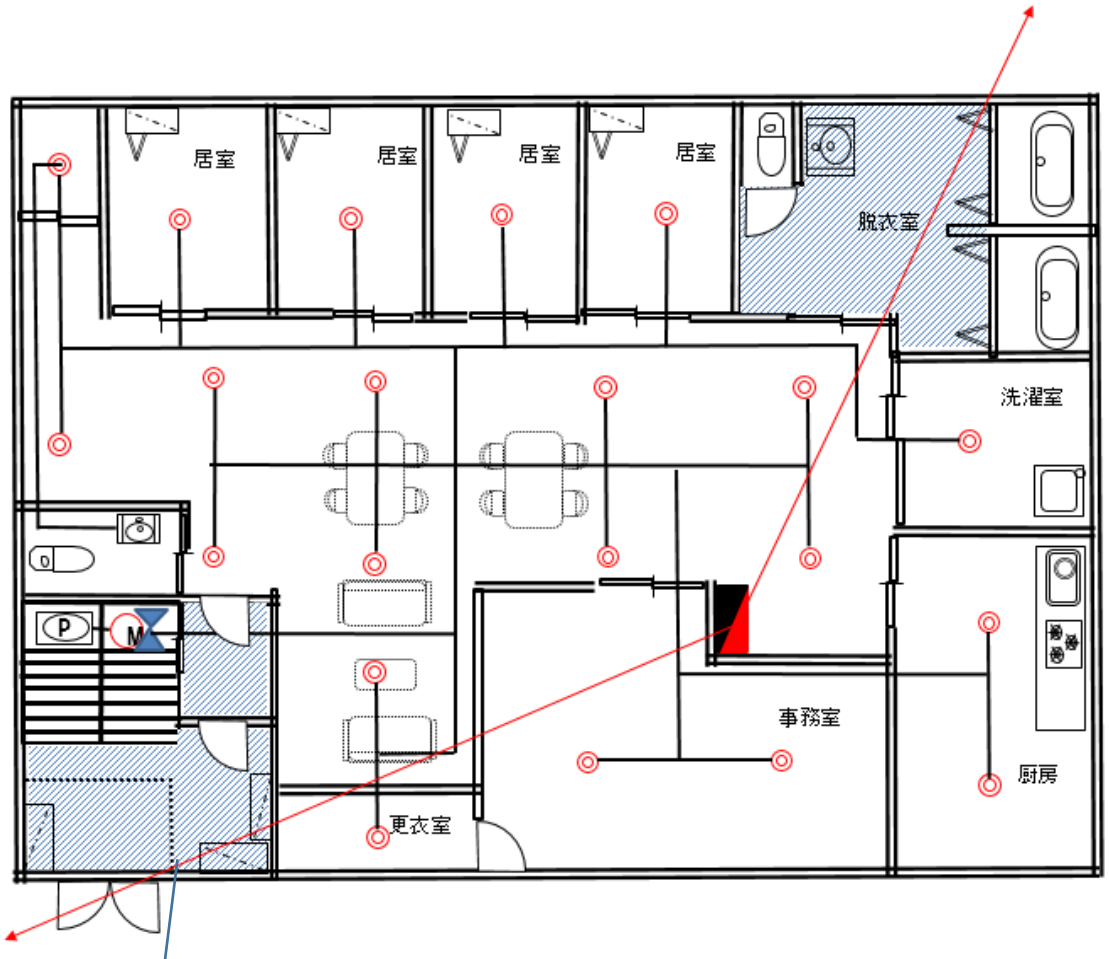

廊下、脱衣室内は屋内消火栓設備の警戒が必要

屋内消火栓設備の有効範囲内か確認すること